

令和3年9月10日

令和3年

上毛町農業委員会9月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会 9月期定例総会議事録

1.日 時 令和3年9月10日（金） 午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 20名 欠席委員 2名

●出席委員の氏名

| 農業委員 | | | 農地利用最適化推進委員 | | |
|------|--------|---|-------------|-------|---|
| 1番 | 奥野 和浩 | ○ | 15番 | 坪根 和雄 | ○ |
| 2番 | 水嶋 久夫 | ○ | 16番 | 向本 忠久 | ○ |
| 3番 | 八坂 龍臣 | ○ | 17番 | 小川 清志 | 欠 |
| 4番 | 宮秋 伸一 | ○ | 18番 | 木下 益美 | ○ |
| 5番 | 志摩 昌子 | ○ | 19番 | 磯田 三好 | ○ |
| 6番 | 前田 数彦 | ○ | 20番 | 青島 牧人 | ○ |
| 7番 | 横山 健一 | ○ | 21番 | 久元 一仁 | ○ |
| 8番 | 山本 直子 | ○ | 22番 | 福田 政典 | ○ |
| 9番 | 今瀬 一高 | ○ | | | |
| 10番 | 久保 博文 | ○ | | | |
| 11番 | 喜多代 洋一 | 欠 | | | |
| 12番 | 緒方 正行 | ○ | | | |
| 13番 | 松下 隆光 | ○ | | | |
| 14番 | 宮本 健一 | ○ | | | |

●事務局 事務局長 垂水 勇治 ○
林 充彦 ○
向本 泰一 ○

4.議 案

- 議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

5.その他 ・非農地判の今後の予定(日程)について
・農地パトロールについて

会議の経過

令和3年9月10日(金)午前9時00分開会

議長

皆さん、おはようございます。

本日は、農業委員会9月期定例総会を開催致しましたところ、委員の皆さまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださりまして、誠にありがとうございます。

本日は、小川委員、喜多代委員から欠席の連絡がありました。上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から9月期定例総会を開催致します。

議事録署名委員の指名をいたします。

議席3番 八坂委員 議席4番 宮秋委員を指名いたします。宜しく願います。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

事務局

資料の2ページをお願いします。

議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については貸借権25件、使用貸借権15件でございます。まず、貸借権分ですが

期間は、3年、5年、6年、10年、11年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が34,880㎡です。

筆数は25筆で貸し手14名借り手12名となっております。

賃貸料でございますが、現金では反当8,000円～84,112円となっております。現物では、42kg～60kgとなっております。

なお、8万を超える分ですが大ノ瀬地区における園芸施設としての利用ケースです。

次に、使用貸借権分ですが、期間は3年、5年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が9,731㎡です。

筆数は15筆で貸し手3名、借り手3名となっております。

次のページから申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、5ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)
ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。
(委員挙手)
ありがとうございます。全会一致により議案第50号については、
原案のとおり可決決定されました。
つづきまして
議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の6ページをお願いします。
議案第51号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定についてでございます。
農地中間管理機構を活用した利用権設定でございます。
まず、賃貸借ですが筆数は17筆で貸し手10名、借り手3名と
なっております。期間は6年、10年となっております。
対象作物は水稻等として、面積は田が24,760㎡です。
貸借料でございますが、反当5,000円～10,000円となっております。
次に、使用貸借ですが、筆数は1筆で貸し手1名、借り手1名と
なっております。期間は10年となっております。
対象作物は水稻等でありまして、面積は田が728㎡です。
次のページに各筆明細一覧表をお付けしております。
また、8ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書
議案第51号のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の
各要件を満たしていると考えます。
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)
ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。
(委員挙手)
ありがとうございます。全会一致により議案第51号については
原案のとおり可決決定されました。
つづきまして

議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の9ページをお願いします。
議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。
所有権を移転する農地は、大字宇野353番、地目は田で、面積は3,170㎡です。
所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は、大字宇野の●●さんです。
次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。
同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
位置図・箇所図は11、12ページのとおりです。
申請農地は大字宇野の整備済みの農地です。
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
(質疑なし)
ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。
(委員挙手)
ありがとうございます。全会一致により議案第52号については、原案のとおり可決決定されました。
つづきまして
議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の13ページをお願いします。
議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。
所有権を移転する農地は、大字西友枝1913番ほか計9筆で、地目は田で、面積は計13,274㎡です。
所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、

所有権の移転を受ける方は、大字土佐井の●●さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は15、16ページのとおりです。

申請農地は大字西友枝の県道沿いの農地です。

これで説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第53号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

資料の17ページをお願いします。

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は贈与で、申請農地は大字東上1267番、地目は畑で面積は314㎡です。

譲渡人は、大字東上の●●さんで、

譲受人は、大字東上の●●さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は10,461㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図・箇所図は19、20ページのとおりです。

申請農地は東上有田地区の集落に近い畑です。

これで説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。本案件については、横山委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

横山委員 特に問題はありませんでした。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第54号については、原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他3件ありますので事務局から1件ずつをお願いします。

事務局 では、その他について事務局から申し上げます。

別綴じの資料、非農地判断現地確認予定(日程)表(案)をご覧ください。

昨年までの農地パトロールにおいて、再生利用が困難と判断した農地、B分類農地といいますが、この農地について、再度、農業委員、最適化推進委員3名以上で利用状況調査を行い、再生利用が困難と判断した場合は直ちに農地台帳から除外することとされ、上毛町は6月から実施し、先月8月の総会では西友枝地区の10筆について審議をいただいたところです。

この現地調査については6月から旧新吉富地区は終わってしまっていて、9月からの日程と委員さんの割り当てについて、案をつくりました。

地区としましては全て旧大平地区で、委員3名以上が条件ではありますが、全ての委員さんに参加していただけるように、割り当てをしております。

また、実施日についてですが、10月以降は農業委員会当日の会議後に行うことを提案します。いかがでしょうか。

9月の日程については、このあと残っていただいて決めたいと思いますのでよろしくお願いします。

案のとおりなら、宮秋さん、奥野さん、横山さん、磯田さんに残って日にちを決めていただけたらと思っています。

議長 よろしいでしょうか。

委員 異議なし

事務局 次に通常の農地パトロールの日程について提案させていただきます。別紙の日程表(案)をご覧ください。

旧新吉富地区は8月にさせていただきまして、旧大平地区について4日間に分けて予定しております。
よろしければこの日程で実施したいと思いますのでよろしくお願いします。

議長 日程はこの日程でよろしいでしょうか。

委員 異議なし

事務局 この日程でさせていただきます。コロナの状況がありますので各自の車での移動とさせていただきます。

最後に新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会についてご説明申し上げます。

日程ですが、10月1日(金)ということで案内がありました。
ですが、新型コロナウイルスの状況等を勘案しますと、やはり参加を見送ってはどうかというのが事務局の提案でございます。
いかがでしょうか。

委員 異議なし

事務局 今回は参加しないということにします。

次回10月期の定例総会は、10月11日(月)を予定しております。
カレンダーによっては祝日になっているものもあろうかと思いますが、平日です。事務局からは以上でございます。

議長 事務局からの説明が終わりました。
何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
委員の方から何かありましたらお願いします。
それでは これで9月期定例総会を終了します。

令和3年9月10日 午前9時40分閉会